様式第２号（第６条関係）

協　定　書

糸満市　　　　　　　　　　　　　　　　に設置する　　　　(糸満市葬祭場等の設置等に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）第２条第１項第１号アからウまでに掲げる施設の名称を記載)　　　　　について、糸満市（以下「甲」という。）と事業主　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、指導要綱第６条の規定に基づき協定を締結する。

記

（総則）

第１条　乙は、指導要綱第１条に定める目的に協力するものとし、将来にわたって指導要綱の趣旨及びこの協定の内容を遵守するものとする。

(環境整備事項)

第２条　乙は、指導要綱第９条の規定に基づき、当該施設の環境整備事項について、指導要綱第５条第１項の協議で合意に達した内容のとおり整備するものとする。

（管理運営事項）

第３条　乙は、指導要綱第１０条の規定に基づき、当該施設の管理運営事項について、指導要綱第５条第１項の協議で合意に達した内容のとおり管理運営を行うものとし、事業により近隣関係住民等の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、当事者間で十分協議を行うものとする。

（近隣関係住民等との調和）

第４条　乙は、当該事業地及び周辺地域の生活環境及び商業環境等に及ぼす影響に十分配慮し、近隣関係住民等との良好な近隣関係を損なうことのないよう誠意をもって対応するものとする。

２　乙は、地域コミュニティの形成に積極的に寄与するよう努めるものとする。

（計画変更及び事業主変更)

第５条　乙は、指導要綱第１２条第１項の規定に基づき、計画を変更し、又は事業主を変更しようとするときは、速やかに甲にその旨を申し出るものとする。

（譲受人等への周知）

第６条　乙は、指導要綱第１２条第２項の規定に基づき、事前協議書に係る葬祭場等を譲渡し、又は賃貸する場合は、この協定書の内容等について、あらかじめ書面により譲受人又は賃借人に周知し、及び継承するとともに、甲に書面の写しを提出するものとする。

（葬祭場等の設置完了の報告）

第７条　乙は、当該施設の設置が完了した時点で、甲に対して遅滞なく葬祭場等の設置完了の報告を行うものとする。

（協定の解除）

第８条　乙が、指導要綱第１３条の規定に基づき勧告を受けたにもかかわらず、改善が図られない場合は、この協定を解除するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲と乙とが協議するものとする。

以上、協定の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通保有する。

年 月 日

甲　　　　　　　　　　　　　　　　　糸満市潮崎町１丁目１番地

糸満市長

住　所

乙　　　　　　　　　　　　　　　　　事業主

氏　　名